

会議案第16号

道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書提出の件

道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年12月21日提出

芽室町議会経済常任委員会
委員長 西尾 一 則

道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書

日本の食料自給率は、39%で先進国では一番低い値となっている。その中にあって、北海道の農業は、安全・安心で良質な食料の安定供給をはじめ、地域経済への発展に大きく貢献している。

しかし、農畜産物の貿易ルール等を決めるWTO農業交渉や日豪EPA交渉が進められ、北海道経済の柱である農業に大きな打撃を与えることが危惧され、十勝の農業、地域経済への打撃は必至である。

このような国際情勢に加え、道は道立の農林水産業の試験研究機関を含む22の試験研究機関を一元化し、「地方独立行政法人」とする検討を進めている。

道立の試験研究機関は、食生活の向上及び地域産業の創造のため、各々の専門性を活かして、これまでに多くの研究成果を世に送り出し、地域産業の発展に大きく貢献してきたところである。

これらが一元化・法人化された場合には、企業会計として採算重視の研究となり、北海道内の農林水産従事者に密着した研究ができなくなることや、普及指導との連携が図れなくなることなど、多くの問題が想定される。北海道だからこそ、基幹産業である第1次産業の強化・発展が必要であり、その第1次産業を支える技術や地域にあった品種の育成などは、道立による公正で中立を保つ機関でなければならない。

については、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対するとともに、一元化・独立行政法人化に向けた検討は慎重に行うよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 関係団体・学識者、並びに道民の意見を広く聴取し、検討作業に反映するとともに、結論を急ぐことなく、十分な時間をかけて慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

北海道河西郡芽室町議会議長 高橋 源

北海道知事 殿